

第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

1 効率的な行財政運営

現状と課題

- ◆地方分権の進展や行政ニーズの多様化により、基礎自治体としての市町村事務が増え、高度化・専門化していく中で、これまで以上に行財政基盤の強化が求められています。
- ◆本町では、地方新時代に向け、平成17(2005)年に第2次新宮町行政改革大綱を策定し、行政経営の観点から、経費の節減と合理化や計画行政の推進など行財政改革に取り組んできました。今後も、引き続き、住民満足度の向上と行政経費の節減を図る必要があります。
- ◆財政面では、いわゆる三位一体の改革に伴い、平成16(2004)年度以降、地方交付税が大幅に削減されたことに加え、平成18(2006)年から着手した中心市街地整備事業へ町費を投じたことから、非常に厳しい財政状況となっています。
- ◆今後は、沖田地区、緑ヶ浜地区の成熟が進むことから、固定資産税や町民税などの町税の収入と、義務教育施設など人口増に伴うさまざまな財政支出を適切に見込み、財政運営をしていく必要があります。
- ◆町職員については、平成19(2007)年に、新宮町人材育成基本方針を策定し、職員研修を大幅に増やすとともに目標管理制度の導入など組織として成果をあげるよう努めてきました。今後とも、職員が地域との関係を強化し、町民に信頼される職員を育成していく必要があります。

◆施策の方針

町民から信頼される行財政の運営をするため、財政状況の公開や事務事業の見直しを行い、持続的な行政経営を進めるとともに、職員の意識改革や資質向上に努めます。

◆施策の体系

効率的な行財政運営

- ◆町民から信頼される行財政運営
- ◆組織・人材の育成

<協働を推進するために>

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識のもと、本町の財政状況に見合ったまちづくりを行っていくことが求められます。

施策の内容

①町民から信頼される行政運営



- 第2次新宮町行政改革大綱を見直し、自主財源の確保に努めるとともに行政経費の節減や合理化を推進します。
- 総合計画をはじめとする各種行政計画の適切な進捗管理と公開に努めます。
- 行政評価の導入による事務事業の整理・合理化や補助金の適正化を行い、効果的・効率的な事務事業の実施に努めます。
- 持続可能な行政経営ができるように、中心市街地などの税収増、人口増を踏まえた中期財政計画を策定し、随時見直しを行い、施策を計画的に実施します。

- 滞納処分など適切な収納対策に努めるとともに、広告収入など新たな自主財源の確保に努めます。また、普通財産についても売却及び借地などによる有効活用を図ります。
- 優良な社会資本整備及び適正な価格保持のため、総合評価方式などによる入札、契約手続及びその運用について研究を進めます。

②組織・人材の育成

- 総合計画の目的を計画的に達成するため、行政需要に応じた効率的、効果的な組織編制に努めます。
- 研修、目標管理制度などを内容とする人材育成基本方針により、職員の意識改革と資質向上に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
経常収支比率(※注1)	91.3%	
実質公債費比率(※注2)	17.2%	

(※注1) 経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標として利用され、この比率が低いほど一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいます。(100%を超えると不健全な財政運営となります。)
 (※注2) 実質公債費比率とは、町が地方債などの実質的な借金返済にあてている金額が、収入に対して占める割合を表したもので、18%を超えると地方債の発行が許可制となり、25%を超えると起債が制限されます。

第10章 行政を経営し計画を着実に進めるまちづくり

2 広域行政の推進

現状と課題

- ◆人々の日常生活圏の拡大や社会経済活動の広域化が進む中、市町村が共通して抱える課題や単独の市町村では対応が困難な課題に対応するため、あるいは、効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の充実が求められています。
- ◆本町では、周辺市町とごみ、消防、高等学校、葬祭場などを一部事務組合（※注1）で組織し、共同で事務処理を行っています。また、介護保険事務や後期高齢者医療に関する事務について、広域連合（※注2）で行っており、さらに、福岡市を中心とした福岡都市圏広域行政推進協議会において、国県道や河川の整備、各種助成制度の拡充など、国や県に対する提言活動も行っています。
- ◆今後は、本町が加入する各種広域行政のさらなる充実に努めるとともに、町民の利便性やサービス向上の観点から、周辺自治体との連携による広域的な地域づくりについても検討していく必要があります。また、国では道州制（※注3）や地域主権など新たな地方自治のあり方について検討がなされています。

◆施策の方針

効率的な行政運営や提供する行政サービスの充実や高度化を図るため、広域行政の推進を図ります。

◆施策の体系

広域行政の推進

- ◆福岡都市圏広域行政計画の推進
- ◆広域行政の推進
- ◆近隣市町との連携

<協働を推進するために>

広域的なイベントや各種行事、地域間交流に積極的に参加し、地域内住民の一体感や連帯が高まることが大切です。

広域行政の主なもの

平成22(2010)年7月現在

名 称	設 立	分野・内容	構 成
福岡都市圏広域行政推進協議会	S 53.1.1	広域計画・国県要望	福岡市とその周辺市町
福岡都市圏広域行政事業組合	H 5.4.28	都市圏各種共同事業	同上
福岡地区水道企業団	S 48.6.1	水の安定供給	同上
玄界環境組合	S 42.3.31	じん芥処理	宗像・福津・古賀・新宮
北筑衛生施設組合	S 45.4.1	葬祭場運営	糟屋1市7町他2市
古賀高等学校組合	S 37.3.24	高等学校運営	福津・古賀・新宮
粕屋北部消防組合	S 53.10.25	常備消防	古賀・新宮
福岡県介護保険広域連合	H 11.7.1	介護保険	県内58市町村
福岡県後期高齢者広域連合	H 19.3.27	後期高齢者医療全般	県内全市町村

施策の内容

①福岡都市圏広域行政計画の推進

- 平成23(2011)年度からの第5次福岡都市圏広域行政計画にもとづき、福岡市とその周辺市町の地域特性や役割分担を踏まえ、水問題や基幹道路などさまざまな広域的課題の解決のため、国や県などに対して要望活動を行います。

②広域行政の推進

- 福岡地区水道企業団の充実や北部福岡緊急連絡管事業の導入により、安定した上水道の供給を行います。
- 玄界環境組合、福岡県介護保険広域連合や福岡県後期高齢者医療広域連合などについて構成市町と連携しながら健全な運営に努めます。

③近隣市町との連携

- 広域で実施した方がより事業効果が見込める分野・内容については、隣接する自治体を中心に交流・連携事業を進めるなど多様な広域行政を推進します。
- 道州制など国や県の動向なども踏まえ、新たな広域連携のあり方について研究します。

(※注1) 一部事務組合とは、複数の市町村が、消防やごみ処理など行政サービスの一部を共同で処理することを目的として設置する組織。

(※注2) 広域連合とは、複数の市町村が、介護保険や後期高齢者医療制度など、広域的に処理することが適当な事務やこれに関連して国などから委任された事務について広域計画を作成して、総合的、計画的に処理することを目的として設置する組織。

(※注3) 道州制とは、複数の都道府県が合併して、「道」「州」などの広域自治体を設置し、広範な行政機能をもたせて地方主権を測る制度。

3 情報化の推進と広報広聴の充実

現状と課題

- ◆町民との協働によるまちづくりを進めていくためには、町が行う広報活動を充実し、行政情報を町民と共有する必要があります。一方で、インターネットや携帯電話などの情報通信技術（ICT）が急速に発展普及したことにより、今後は多くの人々がICTの恩恵をうけることができるユビキタス社会（※注1）の実現や電子自治体の構築が求められています。
- ◆本町では、毎月1回発行する広報誌「Active新宮」と町公式ホームページを主な情報伝達手段として広報活動を行っています。しかし、近年では情報化社会の進展やライフスタイルの変化などにより、情報の専門化やニーズの多様化の傾向もあり、必ずしも十分であるとは言えなくなってきました。
- ◆町のあらゆる行政サービスや施策に対する意見や要望など広聴活動の重要性も高まっています。本町では、インターネットメールや公共機関政策決定や事務改善などに、町民の意見を反映させるため、パブリックコメント（※注2）の実施や役場に設置した町政への意見箱の設置に取り組んでいます。また、今回の総合計画策定に関するまちづくり住民会議の設置や各種アンケート調査の実施も広聴活動の一環ともいえます。今後は、町民との協働による行政運営の確立を図るため、より多くの町民の意見や提案が寄せられるような制度の充実を図るとともに、ICTを積極的に取り入れ、町民と行政相互で情報のやり取りができる仕組みをつくっていく必要があります。

◆施策の方針

行政の情報化を総合的かつ計画的に進め、電子自治体の構築や住民サービスの向上に努めるとともに、情報公開や広聴の充実に努めます。

◆施策の体系

情報化の推進と広報広聴の充実

- ◆電子自治体の構築
- ◆広報機能の充実
- ◆広聴システムの充実
- ◆情報公開の推進

<協働を推進するために>

さまざまな地域活動や地域情報、提案や提言をまちづくりや地域づくりに活用できるように、町民からの情報提供・発信が大切です。

施策の内容

①電子自治体の構築

- 行政の情報化を総合的かつ計画的に進めるため、全庁的な体制整備のもと、情報化に関する計画の策定に努めます。
- 既存の各種システムの見直しによる経費削減や機能の強化に取り組むとともに、情報セキュリティ対策を強化します。
- 証明書などのコンビニなど自動交付サービスや行政手続きの簡素化などの検討を進め、町民ニーズに対応したシステムの構築に努めます。
- コンビニ収納の拡大を図るとともに、カード決済などによる多様な収納方法の調査・検討を行います。

【関連施策 4-4 水の安定供給③】

【関連施策 4-5 下水道の整備⑤】

②広報機能の充実

- 読みやすく分かりやすい広報紙面づくりに努めるとともに、デジタル放送などさまざまな情報伝達手法を検討します。
- 新聞やフリーペーパーなどの媒体を有効に利用したパブリシティ活動(※注3)を推進します。

- 積極的な情報公開の媒体として、町公式ホームページの充実を図ります。

③広聴システムの充実

- 広く住民からの意見が聴けるようにアンケートを定期的実施します。
- 住民生活に密接に関係する条例や重要な計画の策定にあたっては、幅広く町民の意見を聴くためにパブリックコメント制度を適切に運用します。

④情報公開の推進

- 新宮町情報公開条例の趣旨を尊重し、情報公開に努め開かれた町政の実現に努めます。
- 情報公開制度及び個人情報保護制度に関して、適切な運用に努めます。
- 地域やグループなどの要望によって、町職員などが町の施策や事務事業について説明や意見を聴く、行政の「出前講座」や「行政懇談会」などの実施に努めます。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
公式ホームページ閲覧件数	48,000 件 / 月	50,000 件 / 月
町政への住民参加、住民意見提出方法などに関する住民の満足度	8.8 %	15 %

(※注1) ユビキタス社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークでつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。

(※注2) パブリックコメントとは、重要な計画などを策定しようとするときに、住民の意見を広く求め、その結果を計画に反映させていく手続きのこと。

(※注3) パブリシティ活動とは、公衆との関係をよくするためのコミュニケーション活動、とりわけ住民への情報提供の中で特に影響が大きい報道機関への情報提供活動のこと。